令和元年７月２３日
日本スポーツ協会　クラブ育成課

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の原案に関するQ&A

※留意事項

〇記載内容は、制度の原案策定時点（令和元年６月４日）のものです。

〇都道府県体育・スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等において各クラブ等の皆様へ制度の原案に関するご説明をされる際にご利用ください。

〇別資料の「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の原案概要（令和元年６月４日）」（以下「概要資料」という。）と連動しております。

１．制度の目的・制度自体について

１－１　制度の目的は何ですか？

〇制度の目的は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」又は「クラブ」という。）の皆様にとっての目的、日本スポーツ協会としての目的、国としての目的、といったように、それぞれの立場から複数あるものと考えております。

〇例えば、クラブにとっては、「総合型クラブの社会的認知度の向上」、「行政における総合型クラブへの理解促進」が目的として挙げられます。

〇日本スポーツ協会としては、「総合型地域スポーツクラブ全国協議会のガバナンス確立（加入基準の統一や組織運営に係る関係者の権利と義務の明確化）」や、将来的にスポーツ少年団登録制度と総合型クラブ登録・認証制度を統合して、新たな地域スポーツ体制を築いていきたい※という目的があります。

※提言「今後の地域スポーツ体制の在り方について」平成30年６月６日（日本スポーツ協会）
https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid149.html#04

〇国としては、第２期スポーツ基本計画に示すように、「総合型クラブが行政と連携して公益的な取組を行うことを促進すること」や、「総合型クラブにPDCAサイクルが定着することによって質的充実を図ること」等が目的として挙げられます。

１－２　国の制度なのか？

〇日本スポーツ協会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を基盤に整備する制度です。（第２期スポーツ基本計画では、制度の枠組みは国が示した上で、制度の整備は日本スポーツ協会等が行うこととなっており、平成31年２月12日付けでスポーツ庁が示した制度の枠組みでは、日本スポーツ協会が全国協議会を基盤として整備することとなっています。）

１－３　国の制度とすべきではないか？

○登録・認証制度は、第 2 期スポーツ基本計画に基づき、日本スポーツ協会が全国協議会を基盤に整備することとなっております。
○スポーツ基本法にあるように、スポーツは文化であり、国民が自主的かつ自律的に行うことができるよう推進される必要があると考えております。つまり、国がスポーツ団体の登録管理を行うことは同法の趣旨になじまないと考えております。
○ただし、総合型クラブの育成・支援は、スポーツ基本計画に基づく行政施策として推進されているものでもあるため、制度の整備や運用に当たっては、行政側が適切な支援を行う必要があるものと考えております。

２．登録基準・登録審査について

２－１　登録基準を満たせない（又は満たしているが登録しなかった）クラブは総合型クラブと言えないのか？

○日本スポーツ協会は、自称「総合型クラブ」を否定する権限は有しておりません。つまり、登録できなかった（又は登録しなかった）クラブはあくまでも「日本スポーツ協会による登録・認証制度上の総合型クラブではない」という事であり、「総合型クラブではない」と言う事はできません。
○登録基準は、その基準を満たしていないクラブに対する育成・支援をするための基準として捉えることもできると考えています。

２－２　登録基準の「③適切なスポーツ指導者を配置している。」について、脚注の※３で、「当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。」とあるが、「当面の間」とはどのくらいの期間なのか？

○現時点では未定であり、検討自体もしておりません。この基準が満たせるクラブがどの程度存在するのかを制度開始後に把握してから具体的な検討をしたいと考えております。

２－３　登録基準の「③適切なスポーツ指導者を配置している。」について、実際にクラブで活動している指導者は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者だけではない。もっと多様な指導者資格を認めるべきではないか？

○原案では、登録審査を行う際に都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）が最新の登録情報を確認可能な日本スポーツ協会公認スポーツ指導者に限定しております。なお、当該基準は、「当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。」としております。今後、ご質問の趣旨を考慮しながら具体的な検討を行う必要があると考えております。

２－４　登録基準の「⑤地域住民が主体的に運営している。」について、必ず満たすべき運用ルールが「意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村の住民である。」となっているが、この基準を設定した理由は何ですか？

○スポーツ基本法第 21 条では、国及び地方公共団体が支援の対象とするスポーツ団体は「住民が主体的に運営するスポーツ団体」である旨を示しております。制度の主な目的の一つが総合型クラブと行政との連携促進であることに鑑み、登録基準として設定しました。

２－５　都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）独自運用ルールを全国統一のルールより低く設定するのは可能か？

〇原案では不可能としています。原案でお示ししている「必ず満たすべき運用ルール」は、文字通り必ず満たしていなければならない最低限の基準ですので、都道府県協議会が独自でそれよりも低い基準を設定することはできません。

２－６　登録基準にクラブの活動エリアを加えるべきでは？（活動エリアは小学校区以上であること等…）

〇地域により人口や面積等の事情が異なりますので大変難しいと考えます。

２－７　登録申請や審査のタイミングは年１回だけか？（年間を通じて登録申請が可能か？）

〇登録審査委員会の開催をはじめとした実務手続きのスケジュールを考慮すると、少なくとも制度導入時においては、登録審査は年１回を想定しています。

２－８　書類審査及び実地審査を行うことになっていますが、制度の運用主体（都道府県体協）の財政状況や、県内にクラブが多数ある場合、全クラブを対象に実地審査を行うことは物理的に不可能な場合もあるのではないでしょうか？

〇原案では、登録審査細則の附則２において、制度整備初年度の実地審査の省略を可能としております。また、以降の年度についても、登録更新審査細則において、実施方法を都道府県協議会が決めることができるようにしております（例えば「抜き打ち」や「数年ごと」等が考えられます）。

３．登録・認証制度によるメリットについて

３－１　登録メリットは何ですか？

〇概要資料の 7 ページから 9 ページにお示ししている内容の具現化がメリットになり得ると考えております。例えば 7 ページですと、「クラブに対する行政の理解促進」と「クラブの質的充実」が挙げられます。

〇また、制度が、現在スポーツ庁において検討されているスポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）に準拠した形で整備されることになれば、登録された総合型クラブにとっても、行政にとってもお互いの連携に向けた基盤として制度を活用いただくことができるのではないかと考えております。

〇登録したことをもって、すぐさま、現状の全国協議会への加入メリット以上のメリットが具体的に得られることを確約することは難しいですが、概要資料の 23 ページに、平成 30 年度のスポーツ庁委託事業としてモデル事業を実施した際に示された効果を記載しております（下記枠内参照）。

・総合型クラブへの効果としては、
　行政内において、総合型クラブの認知度が向上することにより、行政が地域住民へ総合型クラブを広報することにつながることなどが期待されます。
・地域住民への効果としては、
　行政が、地域住民へ総合型クラブを周知することで、地域住民としては総合型クラブを見つけやすくなることや、総合型クラブに対する安心感が醸成されるのではないかという効果が期待されます。
・公的機関・関係機関への効果としては、
　行政担当者に異動が生じても、総合型クラブへの理解が継続されやすくなることや行政内のスポーツ担当以外の部局とも情報共有が可能になることが期待されます。

３－２　制度による都道府県体協のメリットは何ですか？

〇主につぎのようなメリットが期待できるものと考えております。

・都道府県内における地域スポーツの推進を担う団体としての位置づけがより明確になる。
・各種事業（スポーツ少年団、公認スポーツ指導者等）と総合型クラブとの連携が図りやすくなる。
・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに示された取組の推進が図りやすくなる。
・総合型クラブに関わることにより、スポーツ関係以外の行政施策との関係構築や、様々な機関・団体との連携が図りやすくなる。

３－３　制度による日本スポーツ協会のメリットは何ですか？

〇主につぎのようなメリットが期待できるものと考えております。

・全国協議会のガバナンスを確立できる。

・全国協議会が持続可能な体制整備を図るための基盤が整う。

・日本スポーツ協会が総合型クラブに関する取組を都道府県体協と連携して行う根拠がより明確になる。

・各種事業（スポーツ少年団、公認スポーツ指導者等）と全国協議会との連携が図りやすくなる。

・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに示された取組の推進が図りやすくなる。

３－４　公共施設の減免利用が登録メリットとして掲げられていた記憶があるが可能性はあるのですか？

〇想定される登録メリットとして「公共施設の減免利用」についてお示ししたことはありますが、登録制度を策定してすぐにそれが全国的に確約できるというものではないと考えております。登録クラブが、制度に基づく総合型クラブとして、自らもガバナンスを確立し、公益的な取組を行うことを通じて行政側の信頼を得たその結果として、公共施設使用料の減免をはじめとした行政側からの支援がより充実することにつながるものと想定しております。

４．登録・認証制度によるクラブのデメリットについて

４－１　登録しないことによるデメリットはあるのですか？

〇全国協議会や都道府県協議会の事業に参加できなくなる可能性はあります。また、日本スポーツ協会が配信しているメールマガジンについて、制度開始後は登録クラブへの配信に限定することを想定していること等により、入手できる情報量が登録クラブと登録していないクラブで差がでる可能性はあります。

〇第２期スポーツ基本計画では、「国は、日体協及び総合型クラブ全国協議会と連携し、登録・認証等を受けた総合型クラブの広報活動を推進するなど、総合型クラブの認知度向上を図る」と示しています。このため、地方行政によっては、登録クラブでない場合は、行政による広報対象とならなくなることも可能性としてはあり得ると考えます。

４－２　クラブにとって登録申請など事務手続きが煩雑ではないですか？

〇登録申請書類は、例えば予算書や決算書は既存の書類を用いることを可能としていることや、その他の提出物についても例年スポーツ庁が各クラブを対象として実施している「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」の項目を準用すること等により、できるだけ新たな負担が増えないように努めております。現状ではこれらの書類を作成されていないクラブは、負担を感じられることがあるかもしれません。しかしながら、いずれの書類もクラブの質的充実に向けたクラブ自身の取組や中間支援組織等から必要な助言等を得る際に必要となる書類と考えておりますので、是非ご理解を賜れば幸いです。なお、今後いただくご意見等も踏まえ、簡素化等を図ることが可能と判断できたものについては、そのように対応してまいります。

５．登録料について

５－１　なぜ登録料を払わなければならないのですか？

〇現在、約９割の都道府県協議会は、加入料などの名目で１クラブにつき概ね3,000円～1万円程度（年間）を受領されていることが分かっています。登録・認証制度での登録料とは、このような既存の加入料などを登録料という名称に全国的に統一するものです。

〇一方で、都道府県協議会が加入している全国協議会の運営費用は、全て日本スポーツ協会の自己資金や各種助成金を充当しており、全国協議会としての主体性があるとは言えない状況です。

〇仮に、日本スポーツ協会が自己資金を充当できなくなった場合は、全国協議会自体が成り立たなくなり、加入クラブは既存の情報提供事業や各種交流事業による支援を得ることができなくなる恐れがあります。誤解を恐れずに表現すれば、現状の加入クラブは「無償でメリットを享受している」とも言えます。

〇全国協議会は、登録・認証制度の創設により、毎年の運営費用のほか、当該制度の運営に必要な新たな費用が発生しますので、せめてその一部は登録クラブに納めていただくことにより、全国協議会は全国の登録クラブが参集して構成する、いわゆるメンバーシップによる組織を確立する一歩にできればと考えております。

〇また、日本スポーツ協会では、将来的に総合型クラブ登録・認証制度とスポーツ少年団登録制度を統合することを構想しており、統合時の公平性の観点からも登録料によるメンバーシップ制を確立したいと考えております。

５－２　全国協議会が徴収する登録料5,000円の根拠は何ですか？

〇全国協議会において新たに発生する登録・認証制度の運用に関わる事務諸費や会議の実施などに必要となる費用に充当する予定です。

６．制度の運用体制（中間支援組織関係含む）について

６－１　国の示した制度の枠組みでは、「都道府県体育・スポーツ協会と都道府県総合型クラブ連絡協議会を主体とするが、都道府県の実情に応じた運用体制の構築が必要と考えられる」としているにもかかわらず、今回の制度の原案は、画一的に都道府県体育・スポーツ協会が都道府県協議会を設置して制度を運用することになっている。これは枠組みに準じていないのではないか？

○都道府県の実情の範囲は、制度のガバナンスが確保されることがその前提にあると考えております。
日本スポーツ協会としては、加盟団体である都道府県体協が設置した都道府県協議会が、都道府県レベルで制度の運用を担う主体となることが、制度のガバナンスが確保される前提となると考えており、その上で都道府県の実情に沿った運用体制を整備するものと認識しております。例えば、制度の原案では「登録審査委員会」の委員として都道府県行政の担当者の方に参画いただくこととなっておりますが、当該審査委員会以外の部分でも行政（市町村行政含む）との制度上の連携を図ることも考えられるかと思います。

６－２　この原案では、都道府県協議会は、都道府県体協が設置することになっている。本県では、県協議会は県体協から独立した組織として運営されており、県体協の内部に設置することは難しい。

○日本スポーツ協会としては、日本スポーツ協会の加盟団体である都道府県体協が設置した都道府県協議会が、都道府県レベルで登録・認証制度の運用を担う主体となることが、制度のガバナンスが確保される前提となると考えております。また、学校運動部活動の地域への移行等も見据え、将来的に総合型クラブの登録・認証制度とスポーツ少年団の登録制度を統合する必要性を打ち出しており※、その際に都道府県体協との連携が不可欠であると考えております。
何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。
※提言「今後の地域スポーツ体制の在り方について」平成30年6月6日（日本スポーツ協会）
https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid149.html#04

・日本スポーツ協会と都道府県体協は、加盟団体規程に基づいて関係が構築されており、スポーツ少年団の登録制度は、この関係を前提にして、都道府県体協が設置した都道府県スポーツ少年団本部が、県内のスポーツ少年団の登録を取りまとめています。
・一方で、総合型クラブは、全国協議会への加入を認めるに当たって、総合型クラブの定義・基準が無いだけでなく、全国協議会と都道府県協議会の関係も明確なルールがありません。つまり、全国組織としてのガバナンスが成り立っていないと言っても過言ではありません。将来的にスポーツ少年団登録制度との統合を意図していることもあり、総合型クラブにおいてもスポーツ少年団と同様の組織体制を確立したいと考えております。

６－３　制度の運用をだれが行うのですか？その費用はだれが負担するのですか？

○制度の運用は、全国的には日本スポーツ協会（全国協議会）が、都道府県レベルでは都道府県体協（都道府県協議会）が行うものであると想定して原案を策定しました。

○令和元年 6 月 10 日に開催されたスポーツ庁スポーツ審議会では、「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」の案において、「中間支援組織」（6-6 参照）が登録・認証制度の運用を行うことを示しました。日本スポーツ協会では「中間支援組織」は都道府県体協であるものと捉えております。

○制度の運用に要する経費は、昨年度のモデル事業で試算済み※です。都道府県行政におかれては、県内の総合型クラブ関係団体間で登録・認証制度を活用した今後の県内クラブに対する支援の在り方を話し合う機会を設けるとともに、既存の支援事業予算の再編成を含め、予算措置を検討いただきたいと考えております。

日本スポーツ協会としても、スポーツ庁に対して、中間支援組織に対する公的な支援（助成金等）について要請してまいります。

※平成 30 年度スポーツ活動支援事業（総合型クラブの質的充実に向けた支援推進事業）報告書 P127（及び P32）参照

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/detail/1415530.htm

６－４　制度の導入にも費用がかかるとの試算※を出されているが、制度の導入が令和 3 年度であれば、前年の令和 2 年度、つまり来年度に、導入に向けた準備が必要になる。導入費用の支援はあるのか？

※平成 30 年度スポーツ活動支援事業（総合型クラブの質的充実に向けた支援推進事業）報告書 P127（及び P31）参照（P31 に示した試算の詳細は、P208、P245～P248 に記載）

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/detail/1415530.htm

○日本スポーツ協会からの費用の支援はございませんが、令和元年 6 月下旬に全国 3 会場にて開催した説　明会の開催費用（約 300 万円）は、広い意味で日本スポーツ協会として制度の整備に向けた各都道府県に対する支援と捉えていただければ幸いです。

○都道府県行政におかれては、令和 2 年度の広域スポーツセンター関係の予算や都道府県体育・スポーツ協会に対する予算において、例えば制度の導入に向けて必要になると思われる、県内の関係団体間の調整会議の開催費用などを盛り込んでいただきたいと考えております。

６－５　新潟県と兵庫県でモデル事業を実施したことが制度の前提になっているが、その２県で実施したことをもって全都道府県が対応できる制度とするのは無理があるのではないか？

○両県でのモデル事業は、平成 29 年度に実施した調査研究※の結果を踏まえて実施しております。この調査研究では、既に登録・認証等の制度を整備している１４県の制度内容をはじめ、複数の調査に基づき登録・認証制度の在り方についてとりまとめております。

※平成 29 年度スポーツ庁政策調査研究（総合型地域スポーツクラブの登録・認証等の制度整備に関する調査研究）
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/detail/1404518.htm

〇また、新潟県と兵庫県の２県にモデル事業を実施頂いた理由は、新潟県は既に県行政、県スポーツ協会、県協議会の三者が連携して登録・認証等の制度を整備されている県であること、一方で兵庫県は現時点では制度を整備されていない県であるということによります。他の都道府県も、いずれかのパターンに当てはめて考えることができるものと思っております。

６－６　中間支援組織とは何ですか？

〇第 2 期スポーツ基本計画では、総合型クラブに対する「現状の支援体制について全体としてみると必ずしも効率的・効果的なものになっていない」として「広域スポーツセンターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築を図る」と示しています。
〇支援体制の再構築の方法は、都道府県レベルで「中間支援組織」を整備することであると示されており、この「中間支援組織」とは、都道府県体協等が主体となった組織であるとされています（第 2 期スポーツ基本計画）。
〇スポーツ庁のスポーツ審議会では、令和元年 8 月頃を目途に「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」を策定されることとなっていますが、この施策の案段階（令和元年 6 月 10 日時点）では、総合型クラブの登録・認証制度の運用を行うのは「中間支援組織」であることが明記されております。
〇日本スポーツ協会としては、「中間支援組織」は都道府県体協であるものとして、制度の原案をまとめております。

６－７　中間支援組織の整備に向けた具体的な取組状況はどうなっていますか？

〇日本スポーツ協会では、令和元年度のスポーツ庁委託事業として、「中間支援組織」の整備に向けたモデル事業を実施します。
〇このモデル事業では、「中間支援組織」が行う取組と「登録・認証制度」の関係を明らかにするほか、「中間支援組織」と都道府県行政との連携方法を「見える化」することをねらいとしています。
〇各都道府県においては、このモデル事業の結果を参考にしていただき、「中間支援組織」の整備を行うための取組を進めていただければと考えております。
〇なお、現時点でのイメージでは、中間支援組織は、登録申請時にクラブから提出を受けた各種情報や、クラブの自己点検・評価結果等を分析し、それを根拠に県内クラブに対する支援を行うことを想定しております。

６－８　中間支援組織の運営に要する費用はどの程度ですか？

○「中間支援組織」が行う取組の基盤となる登録・認証制度の運用に要する費用は、平成30年度のモデル事業で試算済みです※。

※平成30年度スポーツ活動支援事業（総合型クラブの質的充実に向けた支援推進事業）報告書P127（及びP32）参照

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/detail/1415530.htm

○それ以外の費用は、各都道府県における「中間支援組織」の整備に向けた一連の取組を通じて明確になるものと考えております（各都道府県における現状の各支援主体の支援内容の精査や、今後、登録・認証制度の運用を通じて既存の取組を見直すのか否かの検討等）。

６－９　市区町村体協が制度に関わることは現実的に困難ではないか？

○地域によってはクラブと市区町村体協との関係に何らかの課題が生じていたり、そもそも関係がない場合もあると思いますが、そのような現状の課題等の解決にこの制度を活用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

・制度の原案では、市区町村体協と制度の関係を明確にはしておりません。
・しかしながら、スポーツ少年団との関係や学校運動部活動との連携など、地域スポーツの推進体制自体にも少なからず課題が生じており、日本スポーツ協会としては、今後の地域スポーツ推進体制の在り方を「提言※」として公表しています。

※提言「今後の地域スポーツ体制の在り方について」平成30年6月6日（日本スポーツ協会）

https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid149.html#04

・提言では、市区町村体協に地域スポーツのコーディネートの役割を期待する旨示しておりますので、この提言を踏まえ、将来的には市区町村体協がこの制度に関わるための具体的な検討も必要になると考えています。なお、地域ごとに市区町村体協における事情が異なりますので、実際の取り進めには柔軟な対応が求められると認識しています。

６－１０　制度の原案では、市町村行政と制度の関係が具体的に見えない。総合型クラブは特に市町村行政との連携が重要なのではないか？

○制度の原案では、市町村行政との関係を明記するまでに至っておりません。現時点では総合型クラブをめぐる都道府県行政と市町村行政との関係を把握できていないことから、まずは都道府県行政との連携から始めることを想定しております。

○日本スポーツ協会が令和元年度に「中間支援組織」の整備を検討する際、この制度を基盤とした都道府県行政と市町村行政との連携の在り方についても検討したいと考えております。

６－１１　市町村行政は、スポーツ少年団登録制度の運用に関わっている場合も多いため、総合型クラブ登録・認証制度とスポーツ少年団登録制度との統合時期を明確にすれば、市町村行政が総合型クラブ登録・認証制度に関心を示してくれるのではないか？

○制度の策定に向けた取り進めの際の参考とさせていただきます。

６－１２　クラブアドバイザーと中間支援組織の関係はどのようなものになるのか？

○第 2 期スポーツ基本計画に脚注で明記されているように、クラブアドバイザーは中間支援組織へ配置することを想定しているものと認識しております。

６－１３　「中間支援組織」が整備されると、広域スポーツセンターはどうなるのですか？

○日本スポーツ協会としては、広域スポーツセンターが担われている、各都道府県における総合型クラブの創設・育成に関する支援等のうち、総合型クラブの自立的な運営を促進する「質的な充実」を目的とした支援については、都道府県体協が「中間支援組織」として、その役割を担うことを想定しております。
○総合型クラブの自立的な運営を促進する「質的な充実」を目的とした支援については、都道府県行政が設置主体となった広域スポーツセンターが担ってきた機能の一部であることを踏まえ、都道府県行政においては、中間支援組織としての役割を担う都道府県体協に対して必要な人員・財源等の支援を行うとともに、各都道府県の地方スポーツ推進計画において、中間支援組織の位置づけを示すことが必要不可欠であると考えております。

【参考】
「総合型地域スポーツクラブの今後の在り方に関する提言（平成２８年１１月１１日）」より一部抜粋
総合型地域スポーツクラブの在り方に関する検討会議（スポーツ庁設置）

（支援内容に応じた行政とスポーツ団体等との役割分担）
○ 総合型クラブの創設・育成に関する支援等の機能を有する広域スポーツセンターについては、地域の実情に応じて、都道府県行政、都道府県体育協会、スポーツ振興事業団等が役割分担して担っているが、総合型クラブに対する全国的な支援体制をより効率的・効果的なものにするため、以下の観点から、支援体制を整理する必要があると考えられる。
○ 総合型クラブへの支援のうち、地域におけるスポーツ環境の持続的発展、スポーツを通じた地域の課題解決に向けた支援については、公助という観点から、行政が中心となって担っていくことが必要である。
○ 総合型クラブの自立的な運営の促進を中心とした「質的な充実」に向けた支援については、自助・共助という観点から、総合型クラブや体育協会などのスポーツ団体が中心となって担っていくことが必要である。
＜中略＞
○ 都道府県体育協会が、中間支援組織の役割を担っていくに当たっては、クラブアドバイザーを配置するだけではなく、各都道府県の実情に応じて、総合型クラブをはじめ地域スポーツを支援するセクションを設け、組織的に支援していくことが重要であると考えられる。一方で、都道府県体育協会の負担軽減や事業の効率的な実施の観点から、必要な範囲において、事業の実施を都道府県総合型クラブネットワーク（仮

称）に委託することが考えられる。

○ 総合型クラブの自立的な運営を促進する「質的な充実」を目的とした支援については、都道府県行政が設置主体となった広域スポーツセンターが担ってきた機能の一部であることを踏まえ、都道府県行政においては、中間支援組織としての役割を担う都道府県体育協会に対して必要な人員・財源等の支援を行うとともに、各都道府県の地方スポーツ推進計画において、中間支援組織の位置づけを示すことが必要であると考えられる。

＜中略＞

（都道府県行政の役割）

○ 地域におけるスポーツ環境の持続的発展に向けて、都道府県スポーツ主管部局が主体となって、総合型クラブが育成されていない市町村に対して総合型クラブの育成の働き掛けを行うとともに、総合型クラブが育成されている市町村に対しては、市町村における地方スポーツ推進計画の策定や総合型クラブに対する支援について働き掛けを行うことが重要である。

○ また、都道府県スポーツ主管部局が主体となって、総合型クラブ関係者と市町村の総合型クラブ担当者との相互理解と課題の共有等を促進するため、関係者が共に参加する研修会や会議等の場を設けることが考えられる。

○ スポーツを通じた地域の課題解決に向けた支援については、国においてスポーツ庁が設置されたことを踏まえて、都道府県スポーツ主管部局が主体となって、都道府県行政内部での連携体制を構築するとともに、市町村行政への働き掛けを行い、総合型クラブが市町村行政の多様な部局と連携・協働してスポーツを通じた地域課題の解決に取り組むことのできる環境を整備することが期待される。

○ また、総合型クラブを地域における多様な主体と連携・協働して地域の課題解決に向けた取組を担える主体として育成するため、地域課題解決に向けた取組の立ち上げ支援（トライアル・モデル事業の実施、資格取得などの人材育成、連携・協働関係の構築等）や、都道府県内における先導的な取組を域内の市町村に横展開することが期待される。

■参考情報（制度に対するクラブ関係者の反応）

1．平成 28 年度全国協議会総会でのアンケート結果

〇代表委員個人の見解として挙手により回答いただいた。（回答対象者 45 名）

Q1. 全国の総合型クラブを取りまとめる組織は、どこが望ましいと思いますか

約 8 割が「日本体育協会（現日本スポーツ協会）」

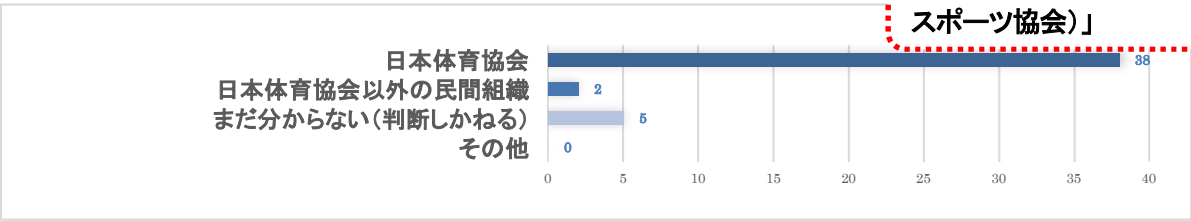

Q2. 都道府県体協が中間支援組織になることが可能だと思いますか

「難しい」は 1 割未満

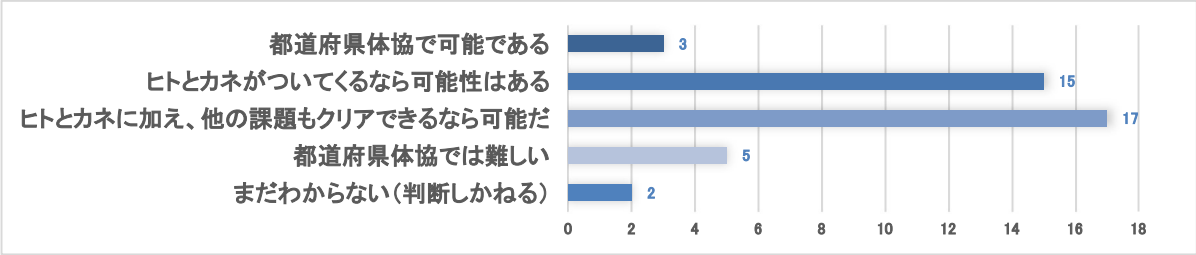

Q3. 登録制度導入について伺います

「賛同・あってよい」が約 7 割

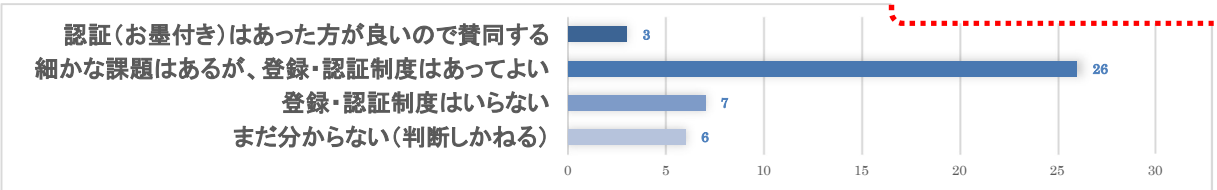

Q4. 登録料（会費）を払うことについて〔複数回答可〕

否定的な回答は少ない

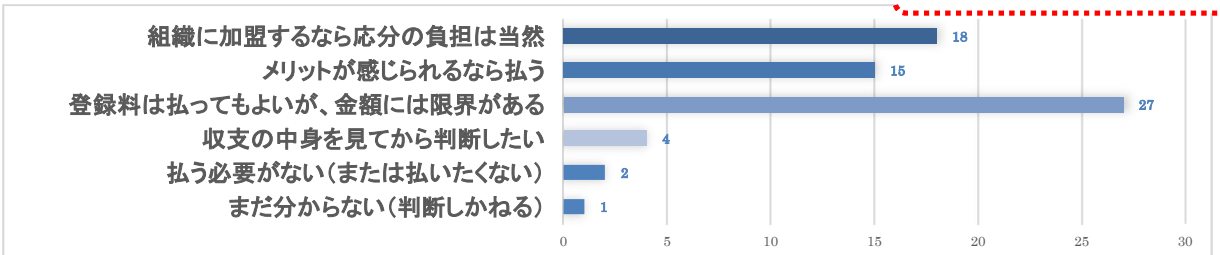

平成30年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC全国ネットワーク）総会における
「総合型クラブ登録・認証制度に関するアンケート結果」

■実施日　：平成31年2月25日（月）
■場所　：国立オリンピック記念青少年総合センター
■実施者　：SC全国ネットワーク常任幹事会
■対象者　：代表委員（46名）
■注意事項　：本アンケートは、代表委員個人の見解として回答している。また、総合型クラブ登録・認証制度に対するSC全国ネットワーク全体の考えの傾向を把握することが目的であったことから、挙手での回答とし、集計は目視で行っている。
このため、合計回答数が46にならない設問もある。

Q1. 総会を通して、登録・認証制度への理解は深まりましたか

1:よく理解できた	9
2:だいたい理解できた	29
3:まだよく分からない	7
4:まったく分からない	1

N=44

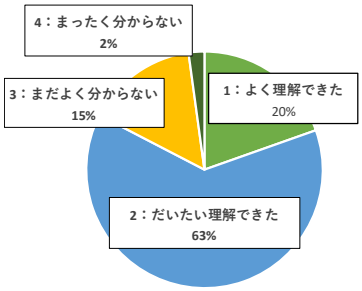

Q2. 登録制度と認証制度を分けて考えた場合の理解度について

1:登録も認証も理解できた	14
2:登録は理解できたが、認証はよく分からない	26
3:認証は理解できたが、登録はよく分からない	0
4:どちらもよく分からない	4

N=44

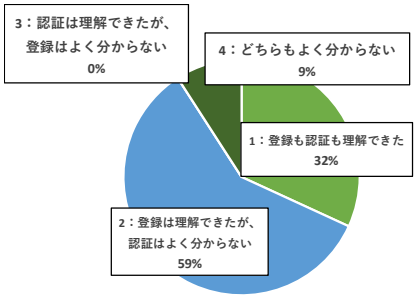

Q3. 基準から外れたクラブの対応について

1:できるだけ外れない仕組みを	25
2:初年度は受入れ、努力を促す	15
3:基準外のクラブを淘汰することはやむを得ない	4

N=44

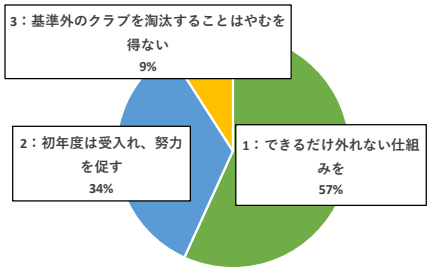

Q4. あなたの都道府県体育・スポーツ協会は中間支援組織になってくれそうですか。

1:なってくれそうだ	4
2:ヒトやカネなど課題が解決されればなってくれそうだ	29
3:なるのは難しい	12

N=45

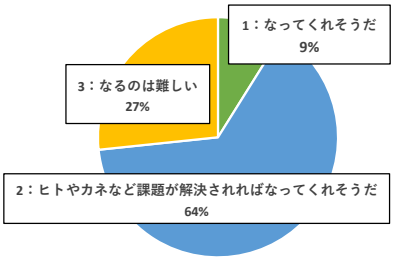

Q5. あなたの都道府県では2021年までに登録制度を導入できそうですか

1:導入する（したい）	5
2:導入に向けて努力する	11
3:県体協と連携なら導入可能	19
4:何とも言えない	9
5:導入は難しい	2
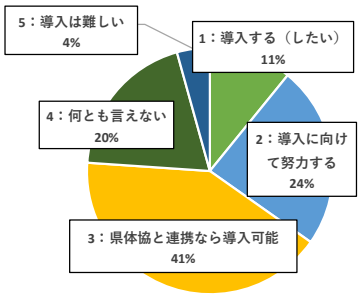
N=46